

平成 22 年 2 月 23 日

各位

会 社 名 横河電機株式会社 代表者名 代表取締役社長 海堀 周造 コード番号 6841 東証第一部 問い合せ先 広報・IR 室長 市瀬 裕介 (TEL. 0422-52-5530)

ハイブリッドファイナンス(劣後ローン)による資金調達のお知らせ

当社は、ハイブリッドファイナンス(劣後ローン)に係る契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本資金調達の目的

世界経済は、地域的な差はあるものの概ね最悪期を脱し、新興国を中心に景気回復の動きも見られつつあります。設備投資については、中東、アフリカを中心とする資源国では、エネルギープラント建設プロジェクトの再開の動きが見られるなど回復しつつあるものの、日本、欧州、北米などの先進国での投資低迷を背景に全般としては依然低調に推移しています。事業セグメント毎に見ると、当社グループにおける制御事業は、緩やかな回復の軌道に入りつつありますが、半導体テスタビジネス及び測定器ビジネスを中心とする計測機器事業においては、未だ回復の途上にあります。

このような中、当社は平成 21 年度(2009 年度)と平成 22 年度(2010 年度)の二年間を次なる飛躍に向けた構造改革の期間と位置づけ、(1)制御事業へのリソース集中、(2)基盤技術としての計測技術の維持・発展、

(3) 新事業の選択と早期立ち上げ、(4) 不採算事業からの撤退を実行することにより、制御事業を中心とした新たなポートフォリオを構築すべく取組みを強化しております。

一方、アドバンストステージビジネス等の不採算事業からの撤退に伴い減損損失等の特別損失を計上した結果、自己資本比率が低下する等財務体質が悪化しており、また、平成22年度中にはシンジケートローン(200億円)の返済が予定されています。

このような状況を踏まえ、今回、事業面において制御事業への経営資源の集中を図るためにも、時価発行増 資等の資本性の資金調達による株式の希薄化なしに早期に財務基盤を強化することが可能な、本劣後ローンに よる資金調達が必要と判断いたしました。

本劣後ローンは、来期以降の成長の基礎固めに資するものと位置付けており、制御事業を中心とした事業基盤の安定化・早期の収益力回復を目指してまいります。

2. 本劣後ローンの特徴

本劣後ローンは、資本と負債の中間的性質を持つハイブリッドファイナンスの一形態であり、負債でありながら、利息の任意繰延、超長期の返済期限、清算手続及び倒産手続における劣後性等、資本に類似した性質及び特徴を有しております。このため、主要格付機関(株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所及びムーディーズ・ジャパン株式会社)より、格付けの目的上、資金調達額の50%に対し資本性を認められております。また、本劣後ローンは、法的には負債であり、また普通株式への転換権は付されていないことから、株式の希薄化は一切発生いたしません。

3. 本劣後ローンによる資金調達の意義

当社は、本劣後ローンの意義を、株式の希薄化がない負債性の資金調達による財務基盤の強化、並びに今後成長が期待されるエネルギー、機能材料、環境保全ビジネス分野での制御事業拡大に向けての投資資金の確保

と位置づけております。

また、本劣後ローンについては当社取引金融機関を中心に幅広い属性の投資家が参画しており、当社の事業計画と将来的な成長力を高く評価いただいたものと考えております。本劣後ローンに参画する投資家(貸付人)は以下のとおりです。

- ・ 株式会社みずほコーポレート銀行
- · 株式会社三菱東京UF J 銀行
- 第一生命保険相互会社
- 株式会社日本政策投資銀行
- ・ 芙蓉総合リース株式会社

(他1社、順不同)

4. 本劣後ローン概要

(1) 借入額 250 億円

(2) 契約締結日 2010年2月23日

(3) 実行日 2010年2月26日

(4) 満期日 2070 年 7 月 20 日

ただし、当社はその選択により、2015 年 7 月 20 日以降の各利払日において、本劣後ローンの元本の全部又は一部を期限前弁済することができる。また、(i)本劣後ローンの利息について実行日以降に当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ当社の合理的な判断によってもこれを回避できない場合、又は(ii)格付機関より本劣後ローンについて実行時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表若しくは通知された場合、当社はその選択により、本劣後ローンの元本の全部又は一部を期限前弁済することができる。

(5) リプレイスメント条項

当社は、期限前弁済日以前の6ヶ月以内に、本劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た資金を調達していない限り、本劣後ローンの期限前弁済を行わないことを意図している。

(6) 利率

2015 年 7 月 20 日以前の利払日(当日を含む。)においては、4.81807%(5年5か月円スワップレート+4.00%の固定金利)とし、2015 年 7 月 20 日以降の利払日(当日を除く。)においては、6 か月円ライボー(LIBOR)に対して、上記スプレッド及び1.00%のステップアップ金利を加算した変動利率とする。

(7) 利払日

2010年7月20日を第1回の利払日として、その後毎年1月20日及び7月20日(ただし、利払日が銀行休業日にあたるときは、前銀行営業日に利払を行う。)

(8) 利息に関する制限

①利息の任意停止

当社は、下記②に記載する利息の強制支払事由が発生していない場合に、その裁量により、本劣後ローンの利息の支払いの全部又は一部を繰り延べることができる。

②強制支払事由発生時の利息の任意停止金額の支払いについての努力

当社が、(i)当社の普通株式、又は(ii)当社の普通株式以外の株式で、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して本劣後ローンに実質的に劣後する当社株式について、配当、買入れ又は取得(ただし、法令に基づき買取義務が生じる場合を除く。)を行った場合(強制支払事由)には、任意未払残高(任意停止金額及びその追加利息をいう。以下同じ。)の全てを支払うため、営利事業とし

て実行可能な限りの合理的な努力を行う意図を有している。

③支払原資の制限

任意未払残高は、本劣後ローンと同等以上の資本性を有する新たな資金調達の手段による調達額(ただし、一定の限度に限られる。)のみを原資として、弁済することができる。

(9) 劣後条項

当社に対して清算手続の開始、破産手続開始の決定、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定等がされた場合(以下「劣後事由」という。)、本劣後ローンの貸付人は、本劣後ローン及び同順位劣後債務(当社の債務であって、本劣後ローンの劣後条項と実質的に類似する特約又は条件等が付され、その利息に係る権利及び償還又は返済条件が、本劣後ローン契約と実質的に類似するもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。以下同じ。)等を除く一切の債務(以下「上位債務」という。)が全額支払われた後に、本劣後ローンの元利金の弁済を受けることができる。

(10) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。 この場合に、上位債権者とは、借入人に対し、上位債務にかかる債権を有するすべての者をいう。

(11) 普通株式の交付請求権

なし

(12) 本劣後ローン格付/資本性の認定割合 BBB+/50 (R&I)、A-/50 (JCR)、Baa2/50 (Moody's)

(13) ハイブリッド資産保有者による残余財産の配分

当社が将来的に本劣後ローンに対する同順位証券((i)同順位劣後債務、並びに(ii)剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して最上位の当社優先株式をいう。以下同じ。)を発行した場合に、劣後事由発生時における上位債務完済後の残余財産の分配に関して、本劣後ローンの貸付人は当該同順位証券の保有者又は債権者(以下「同順位証券保有者」という。)と同順位になることを了承している。本劣後ローンの貸付人が同順位証券の保有者に先立って弁済を受けた場合には、以下の算式に従って計算される貸付人残余財産分配額を超えて受領した金額を同順位証券保有者に対して支払うものとする。この支払方法は、本劣後ローンの貸付人間で締結される債権者間協定書に規定され、同順位証券保有者は当該分配を受けるために、債権者間協定書に加わることができる。

 貸付人
 本劣後ローン元本総額

 残余財産
 本劣後ローン元本総額

 分配額
 本劣後ローン

 本劣後ローン
 同順位証券の

 本次後ローン
 本次後ローン

 本次後ローン
 お込金総額

「ハイブリッド資産保有者受領額」とは劣後事由の発生に伴って、(a)本劣後ローンの全ての貸付人が 受領した金額の合計と、(b)同順位証券保有者が受領した金額の合計を合算した額をいう。

以上